

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

- I 基本的事項
- 1 事業の概要

特別会計名： 津和野町簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和32年6月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	津和野町	職員数 (H22. 4. 1現在)	5
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	187円 (H21年度)	財政力指数	0.174 (H22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	- (H21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	- (H22年度)
経常収支比率 (%)	89.4 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	21.3 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	147.0 (H21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年9月25日 合併前市町村：津和野町、日原町 〕合併により、両町の簡易水道事業特別会計を統合し、平成18年10月1日に津和野町上水道を給水人口の減少に伴い簡易水道に経営変更し既存の特別会計と統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	津和野町公営企業経営健全化計画（水道事業）
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
計 画 策 定 責 任 者	津和野町長 下森博之
既 存 計 画 と の 関 係	集中改革プラン（H18～22）、公営企業経営健全化計画（H18～27）
公 表 の 方 法 等	町広報、HP掲載、町議会説明予定 / H23.3月公表
基 本 方 針	経営健全化を目的に人件費の抑制、経費の削減に努める。本計画に基づき公債費負担軽減対策を実施することにより更なる経営改善を図る。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		15,416.8		15,416.8
	補償金免除額		2,010.0		2,010.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	簡易水道事業債		15,417		15,417
	合 計 (A)		15,417		15,417
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)		15,417		15,417

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成17年9月の津和野町・日原町の合併により、両町の簡易水道事業特別会計を統合した。合併前からの累積赤字額は平成17年度末で58百万円を有した。翌18年度に経営健全化計画を策定して経営改善を進め、さらに同年10月には津和野町上水道を給水人口の減少に伴い簡易水道に経営変更し簡易水道事業特別会計に統合した。平成19年度末で42百万円の累積赤字となり、平成20年度に一般会計からの繰入金により累積赤字の解消を図った。また、合併協議において平成23年度に新料金を設定すると調整されているため、料金格差の是正に努める。さらに平成28年度までに簡易水道事業を統合して上水道化を推進するために、平成23年度から26年度にかけて水道統合整備事業を予定しており、将来的に公債費負担が増大することが懸念される。
経営課題	課 題 ① 公債費の負担増大 平成17年度から20年度にかけて水道施設の老朽化に伴う基幹施設の更新、水道未普及地域解消事業等の実施、さらに平成23年度からは水道統合整備事業を予定しており、将来的に公債費負担が増大する。
	課 題 ② 経営の健全化 平成20年度に累積赤字の解消を図ることができたが、赤字補てんの基準外繰入金の負担増が懸念される。水道料金未収金については徴収方法を検討し収入の確保が求められる。
	課 題 ③ 料金水準の適正化 現在の料金設定は旧町のままで、料金体系の違い、料金格差が大きく統一が望まれる。合併協議で調整された平成23年度に料金統一を図る予定である。
	課 題 ④ 給与水準、定員管理の適正合理化 普通会計・特別会計を併せた町全体の行財政改革取組みの中で給与の削減、定員管理を実施しているが、経営状況等をふまえて、類似団体の数値を参考に適正な規模が求められる。
	課 題 ⑤ 維持管理費等経費削減合理化 老朽の配水管から漏水が発生している。また、加圧ポンプで送水しているため電力費等の維持経費が嵩む。また、外部委託業務についても、委託先、業務内容の精査により委託経費の削減が求められる。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )							
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	109	165	222	264	220	218	211	206	202	198	
		(1) 営 業 収 益 (B)	88	140	192	188	184	181	178	176	173	170	
		ア 料 金 収 入	86	139	191	187	183	181	178	176	173	170	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1										
		ウ そ の 他	1	1	1	1	1						
		(2) 営 業 外 収 益	21	25	30	76	36	37	33	30	29	28	
		ア 他 会 計 繰 入 金	19	22	20	73	35	36	32	29	28	27	
	イ そ の 他	2	3	10	3	1	1	1	1	1	1		
	2 総 費 用 (D)	84	122	157	152	154	132	127	125	124	124		
	(1) 営 業 費 用	53	76	98	96	95	77	77	78	79	80		
	ア 職 員 給 与 費	17	38	57	48	46	36	36	37	37	37		
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	36	38	41	48	49	41	41	41	42	43		
	(2) 営 業 外 費 用	31	46	59	56	59	55	50	47	45	44		
	ア 支 払 利 息	30	44	58	55	51	47	45	42	40	39		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	1	2	1	1	8	8	5	5	5	5			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	25	43	65	112	66	86	84	81	78	74			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	166	462	366	173	104	69	182	220	225	228	
		(1) 地 方 債	94	273	190	107	12		81	94	94	94	
		資 本 費 平 準 化 債											
		(2) 他 会 計 補 助 金	27	35	41	42	51	64	63	74	79	82	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	26	108	77	13			33	47	47	47	
		(6) 工 事 負 担 金	18	35	40	6	4	5	5	5	5	5	
	(7) そ の 他	1	11	18	5	37							
	2 資 本 的 支 出 (G)	178	505	426	241	170	157	266	301	303	302		
	(1) 建 設 改 良 費	147	440	294	68	22	27	105	147	147	147		
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	31	65	132	173	148	130	161	154	156	155		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-12	-43	-60	-68	-66	-88	-84	-81	-78	-74			

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	13	0	5	44	0	-2	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	10	10			2	2				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	70	57	47	42						
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	-47	-47	-42	2	2	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	10									
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)			2	2	0	0	0	0	0
	赤 字 (Q)	-57	-47	-42						
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	-65.5	-33.6	-21.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	94.8	88.2	76.8	81.2	72.8	83.2	73.3	73.8	72.1	71.0
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	57	47	42	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	87	140	192	188	184	181	178	176	173	170
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)	65.5	33.6	21.9	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	1,478	2,366	2,424	2,358	2,222	2,092	2,012	1,952	1,890	1,829

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	19	22	20	73	35	36	32	29	28	27
うち基準内繰入金	19	19	20	20	18	17	16	15	15	14
うち基準外繰入金	0	3	0	53	17	19	16	14	13	13
資 本 的 収 支 分	27	35	41	42	51	64	63	74	79	82
うち基準内繰入金	15	23	30	37	42	51	56	61	62	62
うち基準外繰入金	12	12	11	5	9	13	7	13	17	20
合 計	46	57	61	115	86	100	95	103	107	109

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	65.5	33.6	21.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※ (%)	90.4	83.0	75.7	70.7	65.8	68.9	65.2	62.7	61.6	60.9
資本費 (円又は%)	113	144	158	176	187	191	225	217	220	221
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	94.8	88.2	76.8	81.2	72.8	83.2	73.3	73.8	72.1	71.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	17.4	13.3	9.0	27.7	15.9	16.5	15.2	14.1	13.9
	うち基準内繰入金 (%)	17.4	11.5	9.0	7.6	8.2	7.8	7.6	7.3	7.4
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	1.8	0.0	20.1	7.7	8.7	7.6	6.8	6.4
	資本的収入分 (%)	16.3	7.6	11.2	24.3	49.0	92.8	34.6	33.6	35.1
	うち基準内繰入金 (%)	9.0	5.0	8.2	21.4	40.4	73.9	30.8	27.7	27.6
	うち基準外繰入金 (%)	7.2	2.6	3.0	2.9	8.7	18.8	3.8	5.9	7.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	収入の見込みは、給水人口の減少に伴い、有収水量の減、料金収入の減を津和野地区は△2%、日原地区は△1%で見込む。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金は、繰出基準に沿って元利償還金の1/2を見込む。基準外繰入金は、資金不足額の補填額を見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成23年度から26年度までの間、水道統合整備事業を予定。事業費は522百万円、財源内訳は国費174百万円、起債348百万円等。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成23年度の繰上償還の財源に民間等資金による借換債を見込む。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	④	<p>普通会計・公営企業会計を合わせた町全体としての定員管理計画を平成19年1月に策定した。本町の定員管理計画は、合併時(平成17年度)に策定した新町建設計画に定める目標年度(平成26年度)、職員数(135名)を基本として定めたものである。平成22年4月1日現在の職員数は138名で、合併前157名に比べ19名減(12.1%減)、合併時150名に比べ12名減(8%減)、平成22年度目標140名に比べ2名減となっており、定員管理計画どおりの職員数を削減しているところである。平成26年度の目標を達成するため、今後も引き続き職員数の削減に取り組んでいく。</p> <p>簡易水道事業会計においては、計画当初(平成19年度)の職員数は7名であったが、平成20年度に機構改革により1名削減、さらに平成22年度に合理化により1名削減し5名体制としている。</p>
○ 給与のあり方	④	<p>一般職の職員給与等人件費の抑制を図るため、平成18年度3%、19年度及び20年度5%、21年度及び22年度3%の給与カットを行っている。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④	<p>年齢満55歳以上又は勤務年数25年以上の職員が勧奨退職した場合に優遇措置としていた8号の特別昇給について、平成22年度より廃止することとした。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	⑤	<p>老朽配水管の漏水箇所等の早期発見、修理を行い、電気料金等の施設維持管理費の削減に努める。</p> <p>外部委託を実施している業務について、委託先、業務内容の精査を行い更なる委託経費の削減に努める。</p> <p>水道料金の集金委託業務を廃止し、口座振替の推進を図った。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	平成17年9月の合併時に料金統一は行わず旧町の料金体系のままである。給水人口の減少に伴う料金収入の減、公債費の増大等により収支の均衡を保つため一般会計繰出金への負担増、また、料金回収率が低下してきているので料金体系の統一、料金改定に向けて検討する。合併協議の中で「平成23年度に新料金を設定する」としているため実施に向けて検討中である。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	④	財政、給与、定員管理等の状況については、広報等により情報公開している。
○ 行政評価の導入		本町においては、行政評価制度を平成22年度試行・平成23年度実施する計画で現在事務をすすめているところである。評価対象は、第1次津和野町総合振興計画の目的体系に沿った事務事業評価を中心として実施し、PDCAサイクルによるマネジメントサイクルの確立等を目的として実施する。現在、行政評価に関する実施マニュアルを策定しマニュアルに基づく評価シートの作成等平成23年度の実施に向けた取り組みを行っている。また、今後の取り組みとして、平成24年度からは津和野町行政モニターによる第三者評価を実施し、評価対象事業についても段階的に評価対象を拡大し平成24年度からは全事務事業を評価対象として行政評価制度に取り組む予定である。
4 その他	① ②	平成23年度から26年度にかけて水道統合整備事業を予定しており、将来的に公債費負担が増大する見込みのため、事業実施にあたっては、事業内容の精査を行い、効率的な事業実施を図ることで地方債発行縮小に努める。 水道料金未収金対策については、庁内に滞納整理対策本部を設置しており関係各課で横断的に積極的な徴収に取り組む。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
<p>1 経常経費の見直し 経営課題④</p>	<p>経営健全化に関する施策1 職員数の削減については、定員管理計画に基づき町全体の職員数の削減目標を定めており、早期退職勧奨、定年退職者不補充等に対応している。人件費の抑制については、平成18年度から地域給の導入、給与カット（平成18年度3%、19年度・20年度5%、21年度・22年度3%）の実施を行っている。 簡易水道事業会計においても経営状況や業務内容等を検討して、類似団体の数値を参考に適正な人員配置に努めており、平成20年度に1名、さらに平成22年度に1名の削減を行っている。また、給与カットについても同様に実施している。</p>
<p>2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 経営課題②③</p>	<p>経営健全化に関する施策2. 4 収入を確保するための水道料金未収金の対策については、庁内に滞納整理対策本部を設置して関係各課で横断的に積極的な徴収に取り組む。 また、給水人口の減少に伴う料金収入の減、公債費の増大等により収支の均衡を保つために一般会計繰出金への負担増、また、料金回収率が低下してきているので料金体系の統一、料金改定に向けて検討する。</p>
<p>3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等 経営課題②④</p>	<p>経営健全化に関する施策1. 4 平成17年度から20年度にかけて実施した基幹施設の更新や水道未普及対策等の大規模事業により公債費負担が増大してくるので、平成22年度に職員数を1名削減して経費の負担軽減を図る。 また、収入を確保するために水道料金未収金対策については、関係各課で積極的な徴収に取り組む。</p>
<p>4 その他</p>	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)		2,434	2,353	2,238	2,098	1,958						
		延長計画の目標値		2,424	2,358	2,222	2,092	2,012						
		当初計画の目標値	2,366											
		延長計画の目標値									1,952	1,890	1,829	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	2	料金改定率						10						
		改善効果額(料金の適正化)						19	19					
	2	未収金の徴収対策												
		改善効果額		0.2	0.4	0.6	0.8	1	3					
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	4	職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)	59	58	58	58	58	58						
		改善効果額		1	1	1	1	1	5					
		給与水準												
		改善効果額		1	1	1	1	1	5					
		その他( )												
		改善効果額												
		維持管理費等												
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	27				
									(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	20				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他( )												
		改善効果額												
	【経費の削減】													
	4	職員給与費の適正化												
		職員給与費(退職手当以外)					46	36	36		37	37	37	
		改善効果額						10	10	9	9	9	47	
		給与水準												
		改善効果額												
		その他(職員数削減)				46	36	36		37	37	37		
		改善効果額					10	10	9	9	9	9	47	
		維持管理費等												
	改善効果額(適正化)													
	工事コスト													
	改善効果額(縮減額)													
	その他( )													
	改善効果額													
									延長計画改善効果額 合計 A	47				
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B					
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C					
									A+B+C					
									<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	2				

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	534	749	974	956	939	929	915	901	888	874
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	2256	4711	4570	4439	4439	4439	4439	4439	4439	4439
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	2267	4287	4171	4212	4136	4136	4136	4136	4136	4136
最大稼働率 (%)	100.5	91	91.2	94.9	93.2	93.2	93.2	93.2	93.2	93.2
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	161	186	196	196	195	195	195	195	194	194
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	213	250	259	277	287	283	299	311	316	319

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成22年3月に簡易水道事業統合計画を策定。

概要

現在町が管理している簡易水道6箇所、飲料水供給施設3箇所及び地元組合等に管理を委託している飲料水供給施設5箇所、簡易給水施設2箇所はすべて事業統合を行い、上水道事業に一本化する。

実施スケジュール

平成22年度中に簡易水道2箇所と飲料水供給施設1箇所を事業統合し翌23年度から26年度にかけて水道統合整備事業を実施する。平成27年度に平成22年度に統合した簡易水道に簡易水道1箇所と飲料水供給施設4箇所を事業統合する。さらに別の簡易水道1箇所と簡易給水施設2箇所を事業統合する。最終の平成28年度に存在している簡易水道5箇所と飲料水供給施設3箇所を事業統合する。